

取り組みの経過

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集、発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやブログなどでの特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど、人権侵害が増加しています。

また、近年インターネット上の掲示板やSNS等において、プライバシー侵害のほか、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利（忘れられる権利）の保障を求める動きもみられるようになってきました。

このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、平成14(2002)年5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が制定され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況です。

【国の主な動き】

平成14(2002)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
平成15(2003)年	「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行
平成30(2018)年	「青少年インターネット環境整備法」一部改正施行

現状と課題

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルについての正しい理解と認識を広げるための教育や啓発活動の推進を図る必要があります。

また、大量の個人情報を保有する本市においては、「羽曳野市個人情報保護条例」の遵守を徹底し、個人情報の保護に努める必要があります。

施策の方向性

① 学校教育における情報モラル教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	情報モラル教育を今後もさらに進め、ネット依存やSNS等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信のあり方を通して、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心の育成に努めます。	学校教育課

② 人権侵害への対応

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、大阪府、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。また、継続してインターネット・モニタリングを行うことで差別書き込みの防止を図ります。さらに、ネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。	人権推進課